

新宿区教育委員会会議録

令和4年第2回定例会

令和4年2月4日

新宿区教育委員会

令和4年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年2月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時43分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|-----------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 星 野 洋 |
| 委 員 | 古 笛 恵 子 | 委 員 | 山 下 浩 一 郎 |
| 委 員 | 今 野 雅 裕 | 委 員 | 年 綱 和 代 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|-----------|
| 次 長 | 菅 野 秀 昭 | 中央図書館長 | 中 山 浩 |
| 教育調整課長 | 齊 藤 正 之 | 教育指導課長 | 荒 井 亮 宏 |
| 教育支援課長 | 内 野 桂 子 | 統括指導主事 | 北 中 啓 勝 |
| 統括指導主事 | 波 多 江 誠 | 文化観光課長 | 菊 地 加 奈 江 |

書記

| | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 芳 賀 祐 子 | 教 育 調 整 課 係 長 | 国 分 克 行 |
|---------------|---------|---------------|---------|

議事日程

議案

- 日程第1 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第2号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第5号議案 令和3年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について
- 日程第6 第6号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第14号）（案）に関する意見について
- 日程第7 第7号議案 令和4年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について
- 日程第8 第8号議案 新宿区指定文化財の指定について

報告

- 1 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課長）
- 2 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について（教育指導課長）
- 3 令和4年度新宿区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 4 令和3年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和4年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第2号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第5号議案 令和3年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

◎ 第6号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第14号）（案）に関する意見について

◎ 第7号議案 令和4年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第2号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改

正する規則」、「日程第5 第5号議案 令和3年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」、「日程第6 第6号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第14号）（案）に関する意見について」、「日程第7 第7号議案 令和4年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」、「日程第8 第8号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、第1号議案から第4号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、第5号議案について説明を受け、審議を行います。その後、第6号議案及び第7号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、第8号議案について説明を受け、審議を行います。

全ての議案について審議が終わった後に、事務局から報告を受けます。

まず、報告1について報告を受け、質疑を行います。その後、報告2から報告4について一括して報告を受け、質疑を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第6号議案及び第7号議案は、令和4年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができない恐れがありますので、非公開による審議としたいと思っております。

第6号議案及び第7号議案を、非公開により審議することについて御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 御異議ございませんでしたので、第6号議案及び第7号議案は、非公開により審議するものとします。

それでは、はじめに、第1号議案から第4号議案の説明を一括して、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第1号議案から第4号議案までを、続けて御説明いたします。

はじめに、「第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案の改正内容ですが、教育委員会の事務局の職員の定数を2名増とし、131人から133人に、また、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を6人減とし、115人から109人に変更するものです。

増減の理由につきましては、まず、教育委員会の事務部局の職員の増については、新型コロナウイルス感染症応援対応のため、事務局職員が他部、他課と兼務をする場合に、当該職員の代替として臨時的任用職員を配置することに伴い、2人の増となっているものです。

次に、教育委員会の所管に属する学校の職員の減についてですが、学校用務職員の退職不補充等に伴う学校用務業務の委託化によりまして、6人の減となっております。これにより、来年度は新たに3校を業務委託化するものです。

施行期日ですが、令和4年4月1日からとなっております。

次に、新旧対照表を御覧ください。

第2条で、職員の定数を定めておりますが、教育委員会の事務部局の職員の定数を、先ほど御説明したとおり、131人から133人に、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を、115人から109人に変更しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由です。

教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第2号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」です。

議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の意見を受け、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を改正するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めるものでございます。

改正内容といたしましては、2点ございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間を廃止するものです。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めるもので、妊娠・出産等を申し出た職員に対し、個別の周知・意向確認を行わなければならない旨と、申出を理由とした不利益な取扱いを受けないようにしなければならない、といった内容を定めるものです。

さらに、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備のほか、育児休業に係る勤務環境の整

備に関する措置について定めるものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

まず、育児休業をすることができない職員を定めた第2条の改正についてですが、現行条例の第2条第3号のアに定める、次のいずれにも該当する非常勤職員、(ア)の任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、の部分削除します。このことに伴い、現行の(イ)、(ウ)が(ア)、(イ)に、それぞれ繰り上がるものがございます。

また、現行の(イ)に規定されている特定職につきましては、略称でございまして、現行の(ア)の中にその定義について内包してございます。これが削除されることに伴い、改正後の(ア)では、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という)に定めるものでございます。

次に、第13条の改正について、御説明いたします。

第13条第2号について、現行では、「次のいずれにも該当する」とあるのを、改正後は、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めます。これまでア、イの2つの該当要件がございましたが、現行のアの該当要件を削除することに伴い、該当要件がイの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員の一つになることから、箇条書を削除し、規定を改めるものでございます。

次に、第14条の改正についてです。

現行の第14条第1項において、「前条第2号ア及びイのいずれにも該当する」とあるのを、改正後は、「前条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めるものです。これは、先ほど御説明いたしました、第13条第2号の該当要件の改正に伴う改正でございます。

次に、第17条、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の新設について御説明いたします。

第1項では、妊娠、出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度等の周知、育児休業の承認の請求に係る意向確認をしなければならない旨を規定します。第2項では、第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない旨を規定するものです。

次に、第18条の勤務環境の整備に関する措置の新設についてです。

同条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を規定するもの

で、措置の内容といたしましては、第1号では、職員に対する育児休業に係る研修の実施を、第2号では、育児休業に関する相談体制の整備を、第3号では、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を規定いたします。

次に、第19条の改正についてです。

第17条及び第18条の新設に伴い、現行の第17条が第19条に繰り下がる改正となっているものです。

附則として、施行期日は、令和4年4月1日となります。

それでは、議案文にお戻りいただき、第2号議案の提案理由です。

新宿区職員の育児休業等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の意見を受け、新宿区幼稚園教育職員の特別休暇として、不妊治療のための休暇を新設するものでございます。

改正内容といたしましては、幼稚園教育職員の特別休暇として、不妊治療のための休暇を新設するもので、施行期日は令和4年4月1日になります。

新旧対照表を御覧ください。

特別休暇を定めた第17条について、不妊治療のための休暇を新設した内容となっております。

附則では、先ほど御説明した施行期日を定めているものです。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の意見を受け、新宿区幼稚園教育職員の特別休暇として、不妊治療のための休暇を新設する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

本議案は、先ほどの新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、第3号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決され、特別区人事委員会から承認された場合に成立する、といったものにな

ってございます。

改正内容といたしましては、条例第17条第1項第1号及び第2号に、特別休暇として不妊治療のための休暇を新設することに伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第17条の2、こちらで不妊治療のための休暇を新設いたします。第1項では、不妊治療のための休暇の承認要件を規定します。第2項では、不妊治療のための休暇の承認単位、日数等について規定します。第3項では、不妊治療のための休暇の残日数の使用について規定します。第4項では、時間単位で使用した不妊治療のための休暇を日に換算する方法について規定します。第5項では、教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、証明書等の提出を求めることができる旨を規定いたします。

次に、第32条の2では、再任用職員等にも不妊治療のための休暇を新設することに伴い、引用条項を第18条から第17条の2に改めるものです。

そのほか、第23条第3項及び第29条の3、第5項の平仮名の「すべて」を漢字の「全て」に文言を整理し、附則で施行期日を令和4年4月1日に定めるものです。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第4号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年条例第58号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

これより、順次、審議を行ってまいります。

まず、第1号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

現在、応援対応として、何名ぐらいの職員が応援に行っているか教えていただけますか。

○教育調整課長 現在、各課ともワクチン接種、あるいはコロナ対応のため、保健予防課などに2名程度、多いところでは3名程度、派遣しているのではないかと思います。

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第1号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第2号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第3号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第4号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第5号議案 令和3年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」御説明いたします。

まずはじめに、評価全体の流れにつきまして、御説明をさせていただきます。

新宿区では、区の施策及び事業が、その目的に即して効果的、効率的に展開され、実施されているかを客観的に評価し、その結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、毎年度、行政評価を実施しております。その評価につきましては、行政内部で実施している内部評価と、外部評価委員が実施する外部評価の2つに分かれているものでございます。

令和3年度の対象事業につきましては、議案を1枚おめくりいただきますと、対象事業一覧がございます。こちらにございます、教育委員会が所管するもの、また、他部と共管する17の計画事業が今回の対象となっているものです。事業名及び所管課につきましては一覧に記載のとおりです。区長は内部評価と外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区としての総合判断を行うこととしておりますので、本日は、教育委員会として、この総合判断について御審議いただくものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますが、説明につきましては、総合判断の内容において、来年度の取組方針の方向性が拡充や終了などとなっている、継続以外の7事業と、外部評価の対象となりました1事業の、計8事業について、概要を御説明させていただきます。

なお、個々の事業の概要については、説明を省略させていただきます。

はじめに、計画事業25番、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進、①の特別支援教育の推進でございます。

本事業の令和4年度の取組の方向性は、拡充です。

来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、発達障害等により教育的支援を必要とする児童・生徒数に応じて、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制のさらなる充実を図るとともに、令和3年度に導入したアセスメントツールの効果的な活用を進め、一人ひとりの支援ニーズに応じたきめ細かな支援の充実に取り組みます、としております。

次に、計画事業29番、学校施設の改善、①の学校トイレ洋式化の推進です。

令和4年度の取組の方向性は、終了となります。

来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、令和3年度をもって学校トイレ洋式化の改修は完了したため、終了としているものです。

続いて、計画事業30番、ICTを活用した教育の充実です。

令和4年度の取組の方向性は、拡充です。

来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、タブレット端末の日常的な活用を一層推進し、各校における「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「学習機会の確保」の充実につなげていくとした上で、令和4年度からは、ICT支援員による学校へのサポート体制を強化し、学校間での教材の共有や、各校でのプログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動等を一層支援するとともに、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、引き続きオンラインによる学習指導や児童・生徒と教員との通信手段としてタブレット端末を活用します、としたものでございます。

次に、計画事業32番、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進、①の英語キャンプの実施、②の伝統文化理解教育の推進、③の障害者理解教育の推進です。

まず、英語キャンプです。

令和4年度の取組の方向性については、①から③の3事業とも経常事業化となっております。

①の英語キャンプの実施ですが、来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる取組として経常事業に位置付け、大会を契機として醸成したグローバルマインド等の気運を次世代の子どもたちに継承していけるよう、継続して実施します、としており、令和4年度からは、英語キャンプの定員を増やして実施してまいります。

②の伝統文化理解教育の推進ですが、来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる取組として、経常事業に位置付け、引き続き伝統文化理解教育を進めていきます、としており、プログラムの内容を工夫し、児童・生徒が郷土新宿に愛着を持てるよう取組を行うとともに、地域に住む外国人や訪日外国人等に、日本の魅力を発信できるようにしていきます、としております。

③の障害者理解教育の推進ですが、来年度の取組方針、区の総合判断といたしましては、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を経常事業に位置付け、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる取組として進めていきます、としており、東京2020大会の内容を踏まえて改訂を行った区独自の教材を引き続き活用し、今後も、障害者理解教育を通して児童・生徒の障害への理解を深めるとともに、ボランティア・マインドの醸成や心の成長を促していきます、としているものでございます。

次に、計画事業83番、環境学習・環境教育の推進です。

令和4年度の取組の方向性は継続ですが、今回、外部評価の対象となった唯一の事業となっております。なお、教育委員会の所管する部分は主に、環境学習発表会の部分になります。

まず、外部評価の意見では、評価の部分で、新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習発表会が中止となったが、環境絵画展・環境日記展やエコリーダー養成講座、エコにトライ（夏休みこどもエコ講座）については、参加人数を限定するなど、実施手段を見直し、事業を展開していることから、「計画どおり」と評価する、とのことでした。

意見に対する区の対応といたしましては、環境絵画展・環境日記展やエコリーダー養成講座、エコにトライ（夏休みこどもエコ講座）については、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しつつ、実施手法を工夫して取組を進めていきます。令和4年2月に実施する環境学習発表会については、タブレット端末を活用して、学習成果をまとめたり、オンラインで発表を行うなど、発表方法を工夫して実施します。こうした取組の成果を踏まえ、環境教育を推進していきます、としたものです。

また、今後の取組の方向性に対する意見については、環境教育の面では、新型コロナウイ

ルス感染症の影響があった一方で、遠隔授業やタブレット端末の配付などにより、遠隔での情報提供や教育活動が可能となったため、所管の部署と連携して有効に活用することを期待する、との御意見を頂戴しましたことから、区の対応といたしましては、児童・生徒の環境学習・環境教育については、新宿版G I G Aスクール構想に基づき配備されたタブレット端末の有効活用を含め、効果的な実施手法を検討していきます、としたものでございます。

最後に、計画事業104番、平和啓発事業の推進ですが、令和4年度の取組の方向性は、その他です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で総務部の所管事業が令和3年度に実施を予定していたものを、令和4年度に実施時期を変更したことにより、その他としたものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第5号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

まず、私からよろしいでしょうか。英語キャンプについて、定員を増やすということですが、何名から何名に増やすのでしょうか。

○教育支援課長 小学生が、現在96名のところを100名、中学生は大幅に増やしまして、これまで50名としていたところを、100名に増やします。また、中学生については、これまで対象を1・2年生に限定していましたが、3年生も対象に加えて、全学年で参加したい生徒を広く受け入れるような体制に改めたいと考えております。

○教育長 人数を増やす原因、理由というのは何かあるのでしょうか。

○教育支援課長 昨年度と今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、宿泊行事が行われず、「One Day英語キャンプ」ということで、日帰りで行うことになったのですが、児童・生徒の応募が大変多くございました。新型コロナウイルス感染症の影響というのもあったかとは思いますが、今年度、当初は宿泊行事として募ったところ、中学生については100名近い応募がありましたので、今後も、魅力的な事業内容をPRさせていただきながら、参加を広く募っていききたい、ということが理由でございます。

○教育長 子どもたちの意欲を酌んだということですね。

他に、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○今野委員 計画事業30番のICTを活用した教育の充実について、これまでも計画的に実施し、整備してきているところですので、令和4年度は、拡充として位置づけられたのは適当

だと思います。まだまだ拡充しなくてはいけないでしょうし、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、この取組方針の中にある、「個別最適な学び」と「協働的な学び」ということについて、まだ始まったばかりで、試行錯誤的な状況かもしれませんが、新宿区の場合には、こんな取組が始まっている、というものがあれば教えてください。

○教育指導課長 「個別最適な学び」と「協働的な学び」というのは、今回、タブレット端末を導入させていただいた、一番基本となるところだと思っています。

まず、「個別最適な学び」につきましては、デジタルドリルの活用で、教員が、子どもの回答状況等、反応がすぐに分かることによって、この子にはこういう指導が必要だ、というようなことが、従来よりも短時間でできるようになったと考えております。

また、不登校の状態になっている児童・生徒に対して、タブレット端末を通して、様々な働きかけをしている、という例がございますので、個別最適化ということとは、少し別になりますが、その子に合わせた対応、ということで、様々に取り組んでいるところでございます。

「協働的な学び」については、アプリケーションを使って子どもたちの意見を集約したり、一連の学習ということで、まず、子どもたちに投げかけをして、投げかけに対して自分なりに解答を見つけ、共有化し、他の人の意見を見て、さらに自分の考えを深めていく、というような学習を進めているところです。

○教育長 機会があれば、こういう取組をしている、というモデル事業等を、録画のようなものでもいいですから、見せていただければありがたいと思います。

他に、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第5号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

◎ 第8号議案 新宿区指定文化財の指定について

○教育長 それでは、第8号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 「第8号議案 新宿区指定文化財の指定について」御説明いたします。

今回は、新宿区指定文化財の指定、「済松寺文書 173件」でございます。

議案の詳細につきましては、この後、文化観光課長から御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、今回指定いたします文化財の内容について、御説明をさせていただきます。

「済松寺文書 173件」、種別・指定有形文化財（古文書・古記録）、所有者・宗教法人
済松寺、所在地・新宿区榎町77番地10

物件の説明でございます。

臨済宗妙心寺派蔭涼山済松寺に伝来する古文書群です。年代は、正保2年（1645）を最古とし、明治4年（1871）にまでに及ぶ、計173件です。

内容は、済松寺の創建を命じた三代将軍徳川家光と開基祖心に関わる資料、済松寺の由緒、中興開山大鼎による堂舎の再興に関する記録、牛込、戸塚及びその周辺の寺領の検地帳であります。臨済宗妙心寺派に関する聖教典籍も含まれるなど、比較的多岐にわたるものでございます。

徳川家との関係を示すものが多く含まれ、済松寺と徳川家とのつながりの深さをうかがわせませす。特に「大猷公上洛道中之詠歌集」は未知の資料であり、寛永11年（1634）の将軍上洛時の歴史資料、文学資料として注目されます。このほか、九世大鼎による堂舎再興の記録では、堂舎の指図も含まれ、往時の済松寺の伽藍や規模を知ることができます。さらに、寺領の検地帳や穴八幡宮、高田馬場流鏑馬に関する資料については、現存する地域資料に乏しい新宿区にとって極めて重要な記録でございます。

指定理由です。

徳川家光ゆかりの臨済宗済松寺は、1万坪余の境内地と、牛込、戸塚及びその周辺に345石の寺領を有した大寺であり、本古文書群は済松寺が今日まで継承してきた江戸時代から明治時代初頭に及ぶ良質な記録であります。これらの資料は、徳川家光と祖心による済松寺の創建、近世を通じた寺領経営や再興の記録、臨済宗妙心寺派における教義や相伝のあり様、江戸時代における牛込周辺の様子等を知る上で、数少ない資料であり極めて重要です。

戦災被害の大きかった新宿区域に伝来する古文書・古記録は希少であり、また、本古文書群は、その質の高さ、数量の点でも優れており、済松寺や地域の歴史資料にとどまらず、江戸時代における徳川宗家と宗教の解明に資する古文書群として貴重でございます。

このたび指定いたします、古文書・古記録の一部を資料に掲載させていただいております。

済松寺は、大変数多くの資料が残されております。既に絵画等につきましては文化財に指定しているところがございますが、古文書・古記録につきましては、件数も大変多かったことから、調査に一定の時間をいただき、このたび、指定をお諮りすることとなりました。

決定後の取扱いについてです。

教育委員会で決定をいただいた後、新宿区文化財保護条例第5条第2項の規定により告示を行い、併せて警察・消防等の関係機関に通知いたします。また、告示後、所有者に指定書を交付いたします。情報発信につきましては、区広報紙、区ホームページで紹介するとともに、「新宿文化観光資源案内サイト」等に掲載してまいります。

○教育調整課長 それでは、第8号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定するためでございます。

○教育長 説明が終わりました。

第8号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○今野委員 新宿区にとって非常に貴重な記録が、このたび指定文化財として指定され、よかったと思います。重要な資料ですので、もっと早く指定されてもいいのかな、と思いながら説明を聞いておりましたが、数も多く、調査が最近終わったということで、納得しました。済松寺に関しての古文書の整理は全て終わったのでしょうか。それとも、この後も指定などの見込みがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○文化観光課長 このたびの調査で、古文書につきましては、全て終了しているところでございます。

○教育長 1点、教えてほしいのですが、大猷公というのは将軍のことでしょうか。

○文化観光課長 徳川家光のことでございます。

こちらは法名でございまして、資料につきましては、家光が上洛したときに詠んだ内容のものがここに記載されております。

○教育長 こんな内容が書いてありましたよ、ということは、どこかで出てきますか。このままだと読めないのです。

○文化観光課長 それぞれの資料がどういったものかについては、今回の調査で明らかになっておりますが、そこに書かれている全てについて、どういう内容のものかというところまで伝わっている、ということではございません。膨大な量の古文書・古記録がありまして、その中で、この資料ではありませんが、一部調査の中から、例えば、流鏑馬の関係や、祭事との関係などということで、少し内容が明らかになっているものもございます。

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第8号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 新宿区地域文化財の認定について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは事務局から説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、新宿区地域文化財の認定について、御説明をさせていただきます。

新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づき、地域文化財を認定いたしました。

認定いたしました地域文化財は、「ムーラン・ルージュ新宿座跡」でございます。

認定した日付は、令和4年1月26日です。

地域文化財の物件について、御説明をさせていただきます。

物件名称は、「第47号ムーラン・ルージュ新宿座跡」

分野ですが、都市・産業分野、文化・芸術分野でございます。

所在地は、新宿区新宿三丁目36番16号GLITTERS Shinjukuビルです。

所有者は、株式会社GLITTERSです。

物件の説明でございます。

ムーラン・ルージュ新宿座は、歌や踊りに時事風刺劇などを組み合わせて構成されるレビュー（大衆娯楽演芸）の劇場として、昭和6年（1931）12月31日に佐々木千里（1891～1961）によって設立されました。公演の構成は、40分ほどの芝居3本と60分ほどのバラエティ・ショー（ダンス）1本の計4本立てを基本とし、明日待子や小柳ナナ子といった看板スターが活躍しました。山の手のいわゆる「小市民」の平凡な日常を、社会に対する風刺を交えながら描く喜劇は、「ムーラン調」と称され、ムーラン・ルージュ新宿座独特の魅力として、山の手の学生やサラリーマンから受容されました。昭和20年（1945）5月、空襲で劇場が焼失するまでに439回の公演を重ね、昭和22年（1947）5月に復活してから昭和26年（1951）の解散までに94回の公演を行いました。

認定後の取扱いについてでございます。

所有者に既に通知はしてございまして、告示についても行わせていただきました。また、所有者には、認定プレートを交付させていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長退席]

-
- ◆ 報告2 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について
 - ◆ 報告3 令和4年度新宿区立幼稚園の学級編制について
 - ◆ 報告4 令和3年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について

○教育長 引き続き、事務局から報告を受けます。

報告2から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について御報告をいたします。

教育委員会では、教員の働き方改革に関して、1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにすることを当面の目標として、取組を続けてきているところでございます。後ほど御説明いたしますが、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員は、教員の働き方改革を始めた平成30年度と比較して、大きく減少しているところでございます。

ただし、あくまで目標としているのは、そうした勤務状況にある教員をゼロとすることなので、本年度はタイムレコーダーによる勤務時間の実態を基に、長時間勤務をしている教員の所属校の管理職に対して情報提供を行い、状況の聞き取りや、必要に応じて業務内容の見直し等の対応を依頼しているところです。

特に、11月には、取組強化月間として、所属教員への日常業務について、より時間を意識して取り組んでもらうようにして、全校・全園で1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする取組を進めましたが、残念ながら達成できませんでした。この取組については、1月も実施するよう、学校に引き続き、働きかけているところでございます。

特に、この1月については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の極面であり、長時間労働による疲労が、新型コロナウイルス感染症の罹患につながらないよう、校園長に対して

注意喚起を行っています。

資料は、勤務時間が1週間当たり60時間を超える教員の人数を表したものです。一般に、学校の繁忙期は年度末の3月や、年度初めの4月が考えられるところでございまして、まず、3月と比較してみますと、平成30年3月は、管理職で15名、教員で40名の合計55名でしたが、令和元年3月は合計で4名となりましたが、この月は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、臨時休校が行われた月ですので、単純な比較はできておりません。翌年の令和2年3月は、14名というように大きく減少しているところでございます。

続いて、4月と比較いたします。令和元年4月につきましては、管理職で14名、教員で37名の合計51名でしたが、令和3年4月は、合計24名と、大幅に減少しております。

次の資料は、勤務時間が1週間当たり60時間を超える教員がゼロであった学校数を、月ごとにまとめ、推移を表したものでございます。

年度ごとの小学校、中学校、新宿養護学校、幼稚園の平均で比較いたしますと、平成30年度は57.9%、令和元年度は76.5%、令和2年度は86.6%、令和3年は、現時点までの数値ではございますが、85.5%となっております。

1週間当たりの実働勤務時間が、60時間を超える教員をゼロにすることを目標として、取組を続けてまいりましたが、当初の目標については、現時点では達成できていない状況となっております。

しかし、1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員は、記録を取り始めてから減少傾向にあり、働き方改革に関する意識が、各学校、園、各教員に浸透しており、具体的な行動に結びついているものと考えております。

達成できていない学校については、一部、人物が固定化している傾向も見られるため、その原因や改善策を模索していく必要がありますが、本人の感じ方や業務に対してのモチベーションも関係することから、教員自身の健康と業務とのバランスについて、どう理解させていくかということについて、各学校の管理職と一層連携し、より丁寧な対応を行っていく必要があると考えております。

教育委員会としては、過労死ラインに相当する1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにすることを継続して取り組んでいく予定です。次年度は、ワーク・ライフ・バランスに関する意識を引き続き高めるとともに、学校ごとに1週間当たり60時間を超えて勤務をしている教員をゼロにする月を、各校の実情に合わせて設定すること、継続的に、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員に対しては、長時間労働による疲労は、幼

児・児童・生徒の指導に、決してよい影響を与えるものではないことなどを伝えるなど、個別の働きかけをより丁寧にしていくとともに、引き続き、取組を続けてまいりたいと考えております。

○**教育調整課長** 本日、学校運営課長は欠席しておりますので、報告3につきましては、私のほうから御説明申し上げます。

令和4年度区立幼稚園の学級編制についてでございます。

令和4年度の区立幼稚園の学級編制につきましては、令和4年1月17日の入園承認日で学級数を固めております。

まず、3歳児でございます。来年度の学級数は13学級、定員は260名、予定園児数は178名となっており、昨年度と比較して、学級数が1学級、定員20名、予定園児数は27名の減となっております。定員に対する充足率は68%で、昨年度と比べて5ポイントの減となっております。今回の学級数と定員の減につきましては、牛込仲之幼稚園の入園応募者がゼロとなり、学級編制基準の8名に達しなかったことによるものです。

続きまして、4歳児です。4歳児は、学級数14学級、定員420名、予定園児数は206名で、昨年度と比較して25名の減となっております。定員充足率は49%、昨年度と比べ、6ポイントの減となりました。

続いて、5歳児ですが、学級数14学級、定員420名、予定園児数は215名で、昨年度と比べて27名の減となっております。定員充足率は51%で、昨年度と比べて7ポイントの減となりました。

最後に、合計です。学級数が41学級、定員1,100名、予定園児数が599名、昨年度に比べ、学級数1、定員20名、予定園児数79名の減となっております。定員充足率は54%で、昨年度と比較して7ポイントの減となっております。

○**中央図書館長** 続きまして、報告4でございます。

令和3年度「図書館を使った調べる学習コンクール」、全国コンクールの審査結果が、去る1月12日に主催者から発表されましたので、御説明をいたします。

はじめに、第25回全国コンクールの審査結果でございます。

全国コンクールへの応募作品総数は10万6,566点で、この応募総数には、地域コンクールが実施されていない地域からの直接応募作品も含まれております。なお、地域コンクールの実施団体数は、今年度は142団体でございました。このうち、全国コンクールでの入賞作品が29点で、このほか地域コンクール主催者表彰が3団体となっております。また、入選とい

たしまして、優良賞が126点、奨励賞が242点、佳作が1,179点でございました。

次に、新宿区の受賞実績でございます。

入賞作品数が2点、また、入選といたしまして、優良賞が3点、奨励賞が6点、佳作が18点という結果でございました。本年度は、最高賞である文部科学大臣賞は、惜しくも逃しましたが、優秀賞が2点選出されており、全国で僅か29点しか選ばれていない入賞作品のうち2点が、新宿区からの推薦作品ということで、新宿区の地域コンクールで選ばれた作品のレベルの高さを反映しているのではないかと考えております。

なお、別紙といたしまして、新宿区の地域コンクールを経て推薦した全作品リストを、賞別に整理したものを添付してございますので、御参照いただければと思います。

なお、今年度、全国コンクールで入賞した作品2点は、昨年度の文部科学大臣賞に引き続き、今年度も海城高校の生徒の作品でございました。

次に、全国コンクール表彰作品の推移でございます。

これは、過去3年度分の賞別内訳を参考としてまとめたものでございます。なお、入賞の優秀賞の種類といたしましては、今回、受賞いたしました活字文化推進会議賞及び読売新聞社賞のほか、地域の魅力再発見につながる作品に授与される観光庁長官賞、あるいは、生物多様性の大切さを伝える作品に授与される、生物多様性枠組実現日本会議賞などの賞が設けられております。

次に、今後の予定でございます。

既に、今月1日の校園長会で本件について御報告し、来年度の応募についても呼びかけをさせていただいております。

また、来週2月8日には、議会にも御報告させていただき、併せて、全議員にも資料をポストイングし、お知らせいたします。

また、2月26日には、主催者による入賞作品の表彰式が行われますが、今年度も昨年度に引き続き、オンラインで表彰を行うと聞いております。

3月下旬には、全国コンクール受賞作品のレプリカ集を作成いたしまして、区立図書館でも閲覧できるようにいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○今野委員 平成30年や、令和元年に比べると顕著に勤務時間は減ってきていると思いますが、令和2年度に比べて令和3年度は、また時間が増えているような感じがしますし、小学校、

中学校の1日当たりの勤務時間や1週間当たりの勤務時間で見て、令和3年度の方が小学校、中学校とも増えていますが、何か主だった理由があるのでしょうか。

○教育指導課長 御指摘いただいたのは、「タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について」の、例えば、小学校の平日1日当たりの勤務時間が、今年の方が延びている、というところだと思います。

延び幅としては、10分程度ではないかと思っておりますが、校長先生方に尋ねたところ、今年度に関しては、9月、10月、11月あたりは、それまでできなかった行事を一気に実施していたり、普段ならもう少し平準化して色々な行事を行っているところを、できるうちに集中的にやりましょう、というようなことと、春の行事が延期されてこの時期に実施していることもあり、若干勤務時間が長めになっていると考えているところでございます。

○教育長 他に、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 4か年の比較を見ると、1週間当たりの勤務時間が40時間未満という人が、今年度は別にして、随分増えてきているようです。働き方のモデルケースがあるのではないかと思いますので、時間を減らせというよりも、まず、そうしたものを共有されてはどうでしょうか。

○教育指導課長 働き方のモデルケースというのはなかなか難しいところがございますが、教員一人ひとりで働き方というのは異なりますので、特にこの働き方がモデルケースだ、という言い方はしておりません。

ただ、学校内のOJTの中で、仕事の進め方について、各校ごとに様々な方法で、特に若手の方には学んでいただいている状況でございます。

○山下委員 結局、人に依存しているのか、例えばこういう係になるとすごく忙しくなるというような、役職によっても、傾向があるのでしょうか。

○教育指導課長 その両面があると思います。人に依存しているケースも正直言ってございますし、現在、長時間労働をされている方というのは、大体メンバーも固定化してきているところですので、そういう面はあるかと思えます。また、一般的に、学校の中では、教務主任の勤務時間が長めになるという傾向がございます。

○山下委員 最後に1点、大規模校と小規模校で、1人当たりの負荷が随分違うのではないかと、ずっと学校を訪問して感じておりましたが、実際に、その差というのはあるのでしょうか。

○教育指導課長 そのあたりはまだ見えていないところですが、一般的に、小規模校の方が先

生の数が少ないので、仕事が大変だと感じる場合はあると思いますが、仕事のボリュームそのものは小さいということがあります。大規模校の方は、分担ができる代わりに、ボリュームが増えるというところがあるので、一概にこうだとは言いきれないところかと思っております。

○**教育長** 山下委員の話にあった、勤務時間が40時間未満の人の分析については、育児等の関係で定時で帰っている人や、短時間勤務の人もいるので、山下委員がおっしゃったような理想的な働き方とは少し違っていて、制度的な働き方も含まれていると思います。

今、小学校の子どもの登校時間は何時ですか。

○**教育指導課長** 学校によって様々ですが、大体8時から8時15分ぐらいだと思います。

○**教育長** 先生について少し気になることがあって、登校前の7時半に来て、夕方7時半まで残っていると、勤務時間は60時間になってしまう。先生たちは朝が早いので、退勤時刻がそれほど遅くなくても、すぐ60時間になってしまうという現実があります。例えば、月・火・水は残業しない等、働き方を考えていかないと、なかなか難しいのかもしれない。

他に、御意見、御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 他に、御意見、御質問がなければ報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 御意見、御質問がなければ報告3の質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**今野委員** 早稲田小学校の受賞者が結構多いかな、という印象です。応募数も多かったのかもしれませんが、特に一生懸命にやってくくださる先生がいたり、校長先生が熱心だったり、何か要因みたいなものはあるのでしょうか。

○**中央図書館長** 早稲田小学校につきましては、校長先生、副校長先生が熱心で、基本的には、全児童に作品を提出するように呼びかけを行った、ということを知っております。

それから、応募数が多いということで、表彰作品として選ばれた数が多いということはあるかもしれませんが、一方で、先日、地域図書館の指定管理の事業評価について御説明をさせていただきましたが、早稲田小学校を担当している鶴巻図書館も非常に熱心で、学校への出前講座のような形で指導、説明もしているということもございまして、学校の取組と担当する地域図書館の取組との相乗効果で、レベルが高い作品が集まってきたのかなと思います。

あくまで推測になりますが、母数が多いということと、熱心な取組が功を奏しているということであろうと考えております。

○教育長 他に、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○中央図書館長 3月下旬に、レプリカ集として、作品の複製ができます。子ども図書館では、今年度分も過去の分も含めまして、館内での閲覧のみになりますが、すべて御覧いただくことができますので、ぜひ、皆様もお近くの図書館で御覧いただければと思います。

○教育長 他に、御意見、御質問がなければ、報告4の質疑を終了します。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時43分閉会